

## 寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定基準（素案）について 市民の皆様のご意見を募集します。

平成23年6月の国の税制改正により、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に対する寄附優遇税制が大幅に拡充され、都道府県又は市区町村が条例において指定した「NPO法人」に市民が寄附した場合、個人住民税の税額控除が受けられることとなりました。

そこで、奈良市内のNPO法人に対する寄附を促進する環境の整備を図るとともに、自立した活動を行うNPO法人を支援するために、奈良市においても条例を制定する準備を進めてまいりました。

### 【これまでの検討状況】

平成24年 6月	奈良市NPO法人条例指定制度検討委員会設置
	第1回検討委員会
平成24年 7月	第2回検討委員会
平成24年 8月	第3回検討委員会
	NPO法人活動状況アンケートの実施
	第4回検討委員会
平成24年 9月	第5回検討委員会
平成24年10月	第6回検討委員会

これまでの検討において、NPO法人を条例で指定するための基準について議論を行い、この度ようやく奈良市の素案がまとまりましたので、皆様からのご意見を募集します。

### 意見募集期間

平成24年11月1日（木）～平成24年11月30日（金）消印有効

### 意見を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方

### 提出方法

別紙「寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定基準（素案）」についてのパブリックコメント応募用紙に、意見、住所、氏名、電話番号を記載し、郵便又は信書便・FAX・電子メール・ホームページの入力フォーム・持参のいずれかの方法で提出してください。

※意見への個別の対応は行いません。ただし、受け付けたご意見は要点を項目ごとに整理集約し、それに対して市の考え方を明記し、後日、市のホームページで公表します。

### 意見提出先・問合せ先

奈良市 市民活動部 協働推進課  
〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号  
電話：0742-34-5193 FAX：0742-34-5194  
E-mail：kyoudousuishin@city.nara.lg.jp

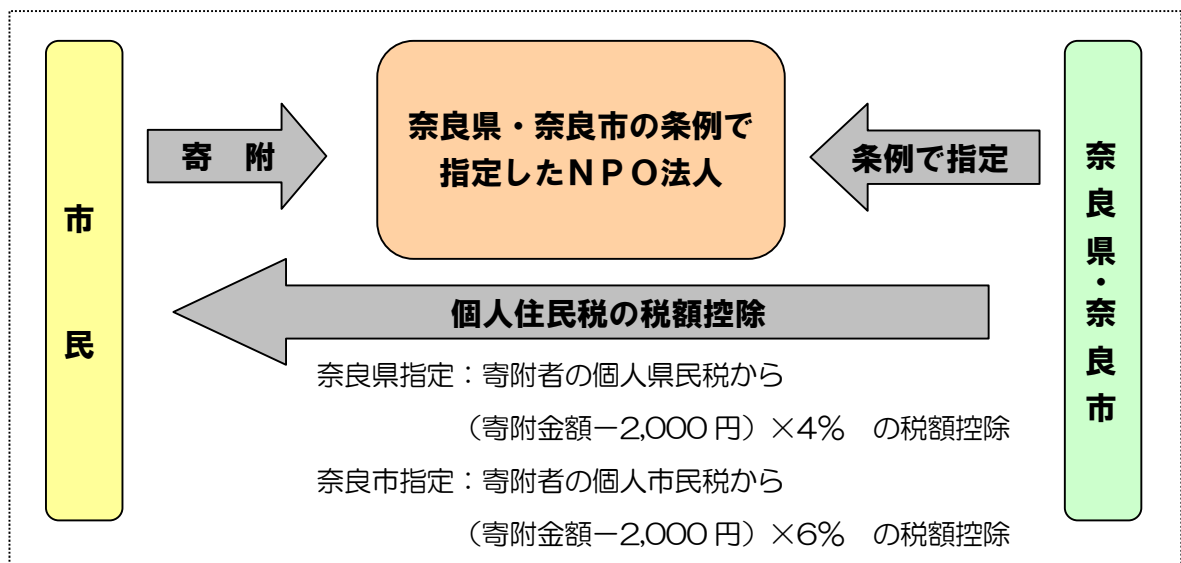
## 「奈良市 NPO 法人条例指定制度」とは・・・

条例指定制度は、都道府県又は市区町村が条例において指定した「NPO法人」に市民が寄附した場合、個人住民税の税額控除が受けられる制度で、具体的には、寄附をすると寄附金額から2,000円を引いた額の10%（市民税6%、県民税4%）が個人住民税から税額控除されます。（さらに、その法人が認定NPO法人の場合、その法人に寄附をすると、40%の寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかを選択することができます。）この制度を、奈良市においても導入しようとしています。

また、奈良県においても現在同様に条例指定制度の導入が検討されているところです。

※ 以下の内容については、奈良県においても条例指定制度が導入された場合を想定して記載しております。

### — NPO法人条例指定制度のイメージ —



※例えば、市民の方が奈良県と奈良市の指定を受けたNPO法人へ10,000円を寄附した場合、  
(10,000円-2,000円) × (4%+6%) = 800円 の税額控除が受けられます。

## Q1 「条例指定」のメリットは？

条例で指定されたNPO法人は・・・

### ○市民の方々からの寄附を受けやすくなります！

- ・奈良市及び奈良県の条例指定を受けたNPO法人に寄附をした納税者が個人住民税の申告を行うと、個人市民税・個人県民税が軽減されるため、市民からの寄附促進につながります。

### ○認定NPO法人になりやすくなります！

- ・条例指定を受けると、認定NPO法人になるための要件のうち、最も難しいといわれている PST（パブリックサポートテスト）要件のひとつを満たすことになるため、認定NPO法人になりやすくなります。このPST要件とは、法人が広く市民からの支援を受けているかを示す指標であり、次のいずれかを満たしていることが必要です。

- ① 法人の総収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上
- ② その法人に対して年間3,000円以上の寄附をした寄附者が年平均100人以上
- ③ 法人の事務所のある自治体で条例指定を受けている

- ・多くの法人にとっては①や②を満たすことは難しいですが、③をクリアすることにより、認定NPO法人になりやすくなるのです。

※認定NPO法人になると、さらに大きな税制優遇を受けることができます。

## ○社会からの信頼性が高まります！

- ・条例に法人名が明記されることにより、知名度が向上し、社会からの信頼性が高まります。

### 市民の方々は…

○市の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、寄附金額から 2,000 円を引いた額の 6%が、個人市民税から税額控除されます。

なお、当該NPO法人が、奈良県の条例でも指定されている場合、さらに4%が、個人県民税から税額控除されます。

## Q2 NPO法人が「条例指定」を受けるためには？

条例指定の基準や申請等の手続きは、条例指定制度を導入する自治体によって異なります。つまり、各自治体の実態に即した基準が策定できるように、その判断を各自治体にゆだねられたということです。条例指定を受けるためには、各自治体が定める基準を満たし、申請を行い、議会の承認を得ることが必要になります。

## Q3 奈良市における「条例指定」の基準は？

第三者委員会での検討や、パブリックコメント手続き、意見交換会などを通して、幅広いご意見を取り入れ、基準や手続きを決定します。

どのようなNPO法人を条例指定制度の対象とするかなど、条例指定制度を導入するための考え方については、本年6月に第三者委員会である「奈良市NPO法人条例指定制度検討委員会」を設置し、これまで検討を行ってきました。検討委員会では、中間支援組織の方々や、個々のNPO法人の方々にもご参加いただき、現場の意見も伺うほか、市内に事務所を有するNPO法人に対して、活動状況等をお伺いするアンケート調査も行いました。

また、今回のパブリックコメント実施期間中には「意見交換会」も開催し、検討状況を説明するとともに、市民の方々や市内で活動しているNPO法人関係者等との意見交換を行う予定です。

そして、パブリックコメントや意見交換会で寄せられたご意見を踏まえて、本市の指定基準を定めようとしています。



## 寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定基準(素案)

### 1. 指定の対象

奈良市内に事務所を有するNPO法人であること。

### 2. 活動実績期間

条例指定の申出の前日までに、少なくとも2事業年度の活動実績があること。

### 3. 指定の基準

寄附者にとってわかりやすい制度にするとともに、個人住民税の税額控除の効果を最大限に活かすためには、その対象となるNPO法人を奈良県と奈良市がそれぞれに指定し、個人県民税と個人市民税の税額控除を同時に受けやすい仕組みを構築することが望ましいため、奈良市における指定基準については、奈良県の指定基準(案)に準拠することとしました。

《運営要件》 次のすべてに該当すること。

- ① 事業活動において、公益的な活動の占める割合が50%以上であること。
- ② 運営組織及び経理が適切であること。
- ③ 事業活動の内容が適正であること。
- ④ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑤ 各事業年度において、事業報告書を所轄庁に提出していること。
- ⑥ 法律違反、不正行為、公益に反する事業等を行っていないこと。
- ⑦ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

《公益要件》 ①から④のすべてに該当すること。

- ① 寄附金に関する基準：実績判定期間において、広く市民等からの支援・支持を受けているものとして、次の(ア)(イ)(ウ)のいずれかに適合すること。
  - (ア) 基準期間内の経常収入金額のうち、寄附金等収入額が占める割合が10%以上であること。
  - (イ) 年間3,000円以上の寄附を年平均50人以上から受けていること。
  - (ウ) 年間1,000円以上の寄附を年平均100人以上から受けていること。
- ② ボランティア・協働に関する基準：次の(ア)(イ)のいずれかに適合すること。
  - (ア) 当該活動に携わった、氏名等を把握しているボランティアスタッフがのべ100人以上であること。
  - (イ) 協働の実績について、行政や他の団体との協働事業が年1回以上あること。
- ③ 活動の周知・広報に関する基準：次の(ア)(イ)(ウ)のいずれかに適合すること。
  - (ア) インターネットを通じて活動を公開している。
  - (イ) 会報誌を発行し、会員以外にも配布・閲覧の対応をしている。
  - (ウ) 一般を対象としたセミナー等を年4回以上実施している。
- ④ 事業の継続性の基準  
継続性のある活動を行っている。

《欠格事由》 次のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定のための手続を行わないものとする。

- ① その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
  - (ア) 指定を取り消された法人において、その取り消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人の理事であった者でその取り消しの日から5年を経過しない者
  - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (ウ) NPO法若しくは、暴力団不当行為防止法の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終

- わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (工) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ② 指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しないもの。ただし取り消しの理由が主たる事務所の所在地が市外に移転した場合は除く
  - ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反しているもの
  - ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
  - ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
  - ⑥ 次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 暴力団
    - (イ) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

#### 4. 指定の申出

- (1) 奈良市は、毎年度期間を定めて指定を受けようとするNPO法人の指定の申出を受け付けます。
- (2) 指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書を奈良市に提出することとします。

#### 5. 申出書類の縦覧

指定申出を受け付けた申出書類一式は、審査までの間に1か月間縦覧するものとします。

#### 6. 指定の審査

- (1) 奈良市は、指定の申出があった場合は、申出書等その他必要な事項について指定基準を満たしているかどうか審査を行います。また、活動内容を具体的に把握するため、市職員等による実態調査を行う場合があります。
- (2) 奈良市は、審査を適正に行うために第三者委員会である「奈良市NPO法人条例指定制度審査会」を設置し、その意見を聴くこととします。

#### 7. 指定の決定

- (1) 奈良市は、審査の結果、指定基準に適合すると認められたものを、議会の議決を経て条例により条例指定NPO法人として指定します。
- (2) (1)の条例においては、条例指定NPO法人として指定する法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにすることとします。

#### 8. 指定の有効期間・更新

指定の有効期間は5年とします。また、引き続き指定を受けようとする場合は、指定の有効期間が終了となる前年に定められた期間内に、申出書を奈良市に提出して更新を行うこととします。(更新されない場合は、指定の効力を失うこととなります。)

#### 9. 報告会の実施

指定を受けたNPO法人は、毎年奈良市が実施する報告会に参加し、広く市民の方々に向けて当該団体の活動等について、公開プレゼンテーションにより報告・PRしなければならないこととします。

#### 10. 指定の取り消し

市長は、次の要件のいずれかに該当するときは、指定の取り消しに関し、必要な手続きを行うものとします。また、指定を取り消された法人は、その取り消しの日から5年を経過しなければ、新たな申出を行うことができません。ただし、市外に移転したことによる場合は、取り消しの日から5年を経過せずに届出ができるものとします。

- (ア) 奈良市の基準に適合しなくなったとき。
- (イ) 奈良県の指定の取り消しがあったとき。
- (ウ) 法令の基準に適合しなくなったとき。
- (エ) 当該法人から指定の取り消しの申出があったとき。
- (オ) 主たる事務所が市外に移転した場合で、当該法人から届け出があったとき。

#### 11. 今後のスケジュール (案)

平成24年11月	パブリックコメント 意見交換会(2回開催)
平成25年 1月	第7回検討委員会
3月	奈良市定例市議会へ「指定基準(案)」を提案
5月	指定申出の受付
6月	申請書類の縦覧
7月	書類審査
9月	奈良市定例市議会へ「条例指定NPO法人(案)」を提案

## 参 考

### NPO法人活動状況等アンケートについて

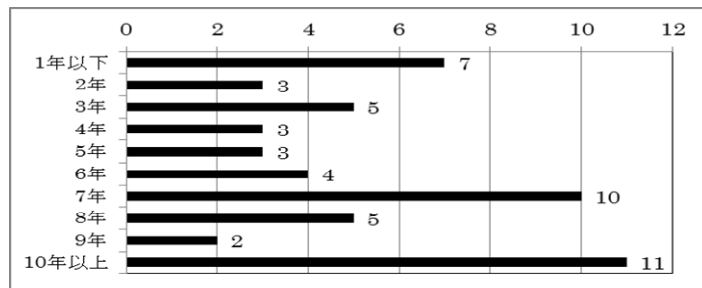
NPO法人条例指定制度の導入にあたって、「どのような基準でNPO法人を指定するのか」が重要ポイントとなります。そこで、その基準の検討にあたって、NPO法人の状況を把握するために、奈良県及び奈良市が共同でアンケートを実施しました。

実施日：平成 24 年 8 月 15 日～8月28日

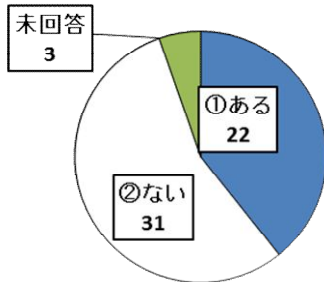
回答率：34.4%（奈良市内に事務所を有するNPO法人163団体中56団体から回答有）

### 【アンケート結果（抜粋）】

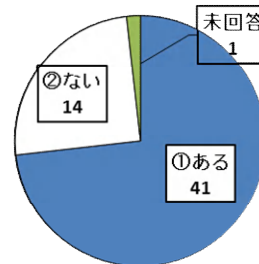
・あなたの団体は、法人の設立（設立登記の日）から何年になりますか？



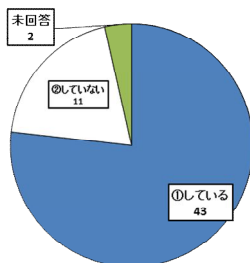
・あなたの団体は、前事業年度において、企業や行政（国・地方公共団体）等と協働して事業を行った実績はありますか？



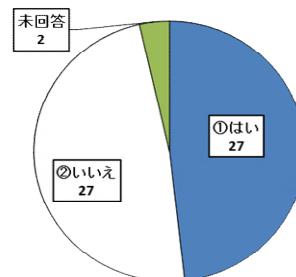
・あなたの団体は、前事業年度において、会員以外も参加できるイベントやセミナーを開催しましたか？



・あなたの団体は、団体の活動内容や活動実績などをホームページなどインターネット上で公開していますか？



・「NPO法人条例指定制度」が実施されれば、指定団体となるために申請しようと思われませんか？



「寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定基準（素案）」について

## パブリックコメント応募用紙

〒

住所

氏名

電話番号

ご意見

※住所、氏名などの個人情報は、本件にかかる情報としてのみ使用し、他への使用は一切いたしません。

**あて先**

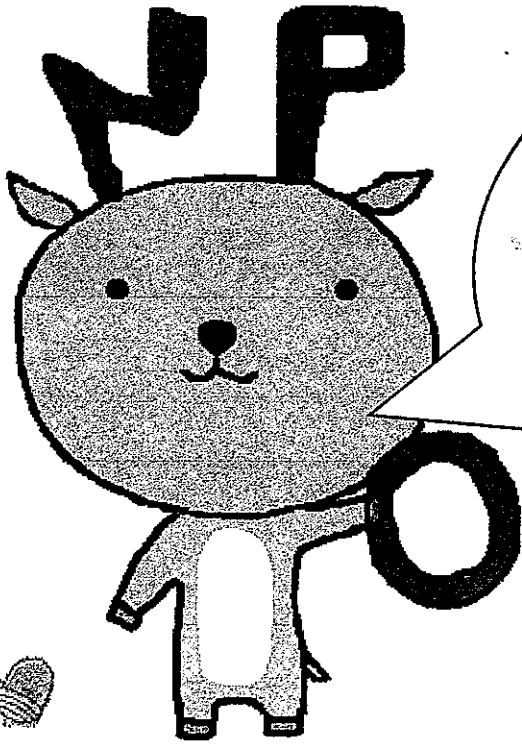
送付：〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1

奈良市市民活動部協働推進課

FAX：0742-34-5194

電子メール：kyoudousuishin@city.nara.lg.jp





# 意見交換会

## 寄附金税額控除の対象となる NPO法人の指定基準 (素案) について

奈良市では、NPO法人に対する寄附を促進する環境の整備を図るとともに、自立した活動を行うNPO法人を支援するため、市民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定する制度の導入に向けて検討委員会を設置し検討を重ねてまいりました。

この度、素案がまとまりましたので、「寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定基準」の策定にあたり、広く市民の皆さまからご意見をお伺いするために、意見交換会を開催します。

両日とも、検討委員の方々にもお越しいただきます。

### ◆奈良市NPO法人条例指定制度検討委員会委員

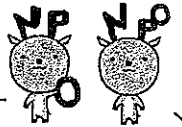
- 新川 達郎委員長 (同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授)
- 水谷 綾副委員長 (社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長)
- 岩田 憲治委員 (大阪大学NPO研究情報センター・税理士・中小企業診断士)
- 谷野 芳枝委員 (税理士)
- 関口 宏聡委員 (NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会常務理事)

## 【第1回目】



日時：平成24年11月7日(水)  
 場所：西部公民館  
 (奈良市学園南三丁目1-5 西部会館3F)  
 第1・第2会議室  
 内容：18:30 開会  
           基準(案)説明  
           19:00 意見交換会  
           20:30 閉会

## 【第2回目】



日時：平成24年11月8日(木)  
 場所：奈良市ボランティアインフォメーションセンター  
 (奈良市三条本町13-1 はぐくみセンター1F)  
 1-1・2・5会議室  
 内容：10:00 開会  
           基準(案)説明  
           10:30 意見交換会  
           12:00 閉会

## お申込み方法

お電話・FAX・E-mail・ハガキにて、下記の申込み先まで、【住所】、【氏名】、【年齢】、【電話番号】、【希望回】をお伝えください。

※お申込み多数の場合は、抽選の上、ご参加いただけない方にご連絡させていただきます。

### ◇奈良市市民活動部協働推進課◇

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

【TEL】0742-34-5193 【FAX】0742-34-5194

【E-mail】 kyoudousuishin@city.nara.lg.jp

11月5日(月)必着

